

## ○熊本県地下水と土を育む農業推進条例

(平成 27 年 3 月 20 日条例第 23 号)

熊本県地下水と土を育む農業推進条例をここに公布する。

### 熊本県地下水と土を育む農業推進条例

#### 目次

##### 前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 推進計画(第 9 条)

第 3 章 基本的施策(第 10 条—第 16 条)

第 4 章 熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議(第 17 条)

##### 附則

本県は、豊かでおいしい地下水と豊沃な土の恩恵を受け、水稻、野菜、果実、  
い草等の多様な農作物を豊富に生産するとともに、活力ある畜産業と相まって、  
均衡のとれた我が国有数の農業県として全国に誇る安全で安心な質の高い農産  
物を供給する役割を果たしている。その中で、本県の農業は、本県の経済発展  
や各地域の活性化に貢献するとともに、地下水の涵(かん)養、美しい景観の形  
成など本県の発展に多面的に寄与している。

本県は、生活用水の多くを地下水で賄っている全国にも例を見ない地域であ  
る。特に、熊本地域の地下水は、江戸時代のかんがい用水の発達により白川中  
流域の水田面積が拡大し、地下水の涵養量が増大したことによって、その水量  
が豊かになったと考えられている。

また、本県の土は、先人のたゆまぬ努力により育まれてきたが、化学的に合  
成された肥料等の適正量を超えた使用、単一作物の連作等によりその地力が損  
なわれた時期があった。しかし、農業者の土づくりへの熱意と努力により再び  
豊沃な土へと育まれつつある。

このように、農業とともに育まれてきた地下水と土は、県民生活及び地域経  
済の基盤をなすもので、まさに本県の宝である。

この貴重な公共水(公共性のある水であることをいう。)である地下水と農業  
生産に欠かせない土を、50 年先、100 年先の未来に引き継いでいくことが、将  
来にわたって県民が豊かで潤いのある生活を享受する上で重要である。

このことから、土づくりを基本とした化学的に合成された肥料及び農薬の削  
減、家畜排せつ物の適正な管理や利用、水田を利用した地下水の涵養等の取組  
を全国に先駆けて進めてきたところである。この取組をさらに進め、本県の農  
業が地下水と土を育みながら健全に営まれ、安全で安心な食料を安定して生産  
する力が将来にわたって確保されるよう、農業を通じた地下水と土を育むため  
の取組を恒久的なものとし、県民一体となって農業者を支えていくことが、今

私たちに求められている。

こうした考えに立ち、県民が協働して地下水と土を育む農業を推進し、本県の宝である地下水と土を守る 100 年の礎を築くため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、地下水と土を育む農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、農業者及び農業に関する団体(以下「農業者等」という。)、農産物の販売を業とする者(以下「農産物販売業者」という。)並びに県民の責務等を明らかにするとともに、地下水と土を育む農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地下水と土を育む農業の推進に関する施策を総合的に講じて、農業者等が安心して地下水と土を育む農業に取り組むことができるようにし、もって地下水と土を育む農業の発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「地下水と土を育む農業」とは、次の各号のいずれかに該当する取組を行う農業であつて、地下水の水質の保全若しくは水量の保全又は地力の増進に資すると認められるものをいう。

- (1) 土づくりを行うことにより、その地域において通常行われる施肥若しくは病虫害の防除と比較して化学的に合成された肥料及び農薬の使用を減少させ、又は化学的に合成された肥料及び農薬を原則として使用しない取組(第 11 条及び第 12 条において「土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減等取組」という。)
  - (2) 家畜排せつ物を主たる原材料とする堆肥(農作物の生産の増進に資するものに限る。)を生産し、及び流通させる取組(第 12 条において「家畜排せつ物を使用した良質な堆肥の生産及び流通取組」という。)
  - (3) 飼料、米穀粉その他の米穀等の加工品の原材料として用いられる米穀等の生産、その米穀等を原材料とする飼料の利用による畜産物の生産、農作物を栽培しない期間における湛(たん)水その他の水田の有効活用に寄与する取組(第 13 条において「飼料用米等の生産及び湛水等水田の有効活用寄与取組」という。)
- 2 この条例において「土づくり」とは、堆肥その他の有機質資材の施用により、土壌の性質に由来する農地の生産力を維持増進することをいう。

### (基本理念)

第 3 条 地下水と土を育む農業の推進は、農業者等が主体的に取り組むこと及び農業者等が安定的かつ容易に従事できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 地下水と土を育む農業の推進は、県、農業者等、農産物販売業者及び県民がそれぞれの役割に応じて相互に連携し、及び協働することを旨として、行われなければならない。

3 地下水と土を育む農業の推進は、地下水及び土壌と農業とが密接に関連していることを踏まえ、その前提の下、地下水と土を育む農業及び地下水と土を育む農業により生産される農産物に対する県民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

4 地下水と土を育む農業の推進は、農業者等及び農産物販売業者が積極的に地下水と土を育む農業により生産される農産物の流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に地下水と土を育む農業により生産される農産物入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。  
(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地下水と土を育む農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が地下水と土を育む農業の推進に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う地下水と土を育む農業の推進に関する施策への協力を求めることができる。

(農業者等の努力)

第6条 農業者等は、基本理念にのっとり、地下水と土を育む農業に主体的に取り組むとともに、県が実施する地下水と土を育む農業の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(農産物販売業者の努力)

第7条 農産物販売業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うとともに、地下水と土を育む農業により生産される農産物の供給が図られるよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで地下水と土を育む農業に関する理解を深め、地下水と土を育む農業により生産される農産物を消費するなど、当該農産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

## 第2章 推進計画

(推進計画の策定等)

第9条 県は、地下水と土を育む農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地下水と土を育む農業の推進に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 県は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施の状況を公表するものとする。

### 第3章 基本的施策

(県民と協働した運動の展開のための施策)

第10条 県は、地下水と土を育む農業を県民と協働して推進するため、第17条第1項に規定する熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議を組織するほか、県民の地下水と土を育む農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

#### [第17条第1項]

- 2 県は、地下水と土を育む農業により生産される農産物の販売を促進するとともに、消費者が地下水と土を育む農業により生産された農産物であることを認識して入手できるよう必要な施策を講ずるものとする。

(土づくりを基本とした化学肥料及び農薬の削減等の推進のための施策)

第11条 県は、地下水と土を育む農業のうち土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減等取組に係るものを行い、又は行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、地下水と土を育む農業の推進に資するため、土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減等取組が調査等により把握された農地の土壌の性質に基づいて適正に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(家畜排せつ物を使用した良質な堆肥の生産及び流通の推進のための施策)

第12条 県は、地下水と土を育む農業のうち家畜排せつ物を使用した良質な堆肥の生産及び流通取組に係るものを行い、又は行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、地下水と土を育む農業の推進に資するため、家畜排せつ物を使用した良質な堆肥の生産及び流通取組が土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減等取組と相まって広域にわたり行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(飼料用米等の生産及び湛水等の水田の有効活用の推進のための施策)

第13条 県は、地下水と土を育む農業のうち飼料用米等の生産及び湛水等水田の有効活用寄与取組に係るものを行い、又は行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、地下水と土を育む農業の推進に資するため、飼料用米等の生産及び湛水等水田の有効活用寄与取組の拡大が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等)

第14条 県は、地下水と土を育む農業の発展及び効果的な推進を図るため、地下水と土を育む農業に関する技術開発及び調査研究、技術の普及指導、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(農業の多面的機能の増進)

第15条 県は、地下水と土を育む農業の推進に関する施策の実施に当たっては、草原の保全、景観の形成等の農業の多面にわたる機能の増進に努めるものとする。

(他の施策との連携)

第16条 県は、地下水と土を育む農業の推進に関する施策の実施に当たっては、環境保全、教育等に関する施策と十分に連携を図るよう努めるものとする。

#### 第4章 熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議

第17条 県は、地下水と土を育む農業を県民と協働して推進するため、県、農業者等、農産物販売業者、消費者団体、環境保全活動を行う団体その他の関係者(以下この条において「県等」という。)により構成される熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議(以下この条において「県民会議」という。)を置くものとする。

2 県民会議は、県等が相互の連絡を図ることにより、地下水と土を育む農業の推進を図るために必要な取組の方向性を共有し、県等の連携の緊密化を図るとともに、県民が一体となって取り組む活動等について協議を行うものとする。

3 県等は、前項の協議の結果に基づき、協働して地下水と土を育む農業を推進するものとする。

4 県民会議の庶務は、農林水産部において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。